（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第十三条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第六条第一号の大臣許可漁業） **第四十三条の二**　令第六条第一号の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一　漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第八号に掲げる基地式捕鯨業 二　漁業の許可及び取締り等に関する省令第二条第九号に掲げる母船式捕鯨業 （可分養殖施設等） **第七十八条**　法第百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。 一～五　（略） 六　定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。） 七　（略） 別表第一（第五十一条関係） 漁業の区分 ／ 割合 一　（略） ／ （略） 二　第二号漁業 ／ (一)～(ヒ)　（略） ／ （略） (ヘ)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業 ／ 百分の百 (ト)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業 ／ 百分の百 (チ)～(ヰ)　（略） ／ （略） 別表第三（第五十二条関係） 漁業の区分 ／ 割合 一　（略） ／ （略） 二　第二号漁業 ／ (一)～(ヒ)　（略） ／ （略） (ヘ)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業 ／ 百分の七十五 (ト)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業 ／ 百分の七十五 (チ)～(ヰ)　（略） ／ （略）	（新設） （可分養殖施設等） **第七十八条**　法第百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。 一～五　（略） 六　定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。） 七　（略） 別表第一（第五十一条関係） 漁業の区分 ／ 割合 一　（略） ／ （略） 二　第二号漁業 ／ (一)～(ヒ)　（略） ／ （略） (ヘ)　漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業 ／ 百分の百 (ト)　漁業法第六条第三項に規定する定置漁業 ／ 百分の百 (チ)～(ヰ)　（略） ／ （略） 別表第三（第五十二条関係） 漁業の区分 ／ 割合 一　（略） ／ （略） 二　第二号漁業 ／ (一)～(ヒ)　（略） ／ （略） (ヘ)　漁業法第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業 ／ 百分の七十五 (ト)　漁業法第六条第三項に規定する定置漁業 ／ 百分の七十五 (チ)～(ヰ)　（略） ／ （略）

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。